

# 兵庫県公報

平成27年3月31日 火曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（文書課）	2
○ 消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（消費生活課）	2
○ 兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（財政課）	3
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）	3
○ 公舎管理規則等の一部を改正する規則（管財課）	4
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	4
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（能力開発課）	5
○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則（自然環境課）	6
○ 宅地建物取引業に関する手続を定める規則及び農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（都市政策課）	6
○ 兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（公園緑地課）	7
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同）	7

## 公布された法令のあらまし

### ●行政手続条例施行規則の一部を改正する規則（規則第7号）

行政手続条例の一部改正に伴い、同条例の引用条文を改めることとした。

### ●消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第8号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、消費生活協同組合法の一部が改正され、地域又は職域が、都道府県を超え、地方厚生局の管轄区域を超えない消費生活協同組合等に対する監督等を都道府県知事が行うものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 兵庫県民会館の附属駐車場を終日利用することができるようにし、当該附属駐車場の夜間の利用料金の基準額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、健康福祉事務所における畜犬検診に係る手数料を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 工業技術センターにおいて機械器具を新たに購入すること等に伴い、当該機械器具に係る使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第10号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による医療法の一部改正により、2以上の都道府県において病院等を開設する医療法人に係る厚生労働大臣の設立の認可等の申請における都道府県知事を経由して行う手続が廃止されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の規定により伊丹市が処理する風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の規定による届出の受理に関する事務に係る規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

### ●公舎管理規則等の一部を改正する規則（規則第11号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職として特別職にのみ属する職とされること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 公舎管理規則
- 2 庁舎管理規則
- 3 公有財産規則

●**兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則**（規則第12号）

兵庫県立総合衛生学院における教育の一層の充実を図るため、歯科衛生学科の授業科目、単位数及び授業時間を見直すこととし、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則**（規則第13号）

第9次兵庫県職業能力開発計画に基づき、地域の人材ニーズ等に対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校の訓練科目について所要の整備を行うこととした。

●**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則**（規則第14号）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、同法の名称が改められたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**宅地建物取引業に関する手続を定める規則及び農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則**（規則第15号）

宅地建物取引業法の一部改正により、宅地建物取引業に係る取引主任者の名称が変更されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第16号）

兵庫県立あわじ石の寝屋緑地を設置することに伴い、同緑地の使用料の金額に係る区分を定めることとした。

●**風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第17号）

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正により、面積が10ヘクタール以上の風致地区（2以上の市町の区域にわたるものに限る。）内における建築物の新築等の行為に係る許可については、市の区域内にあっては、当該市の長が行うものとする等に伴い、所要の整備を行うこととした。

**規 則**

行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 7 号**

**行政手続条例施行規則の一部を改正する規則**

行政手続条例施行規則（平成8年兵庫県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第1項第1号」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 8 号**

**消費生活協同組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則**

消費生活協同組合に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第98号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条中「県の区域をこえないもの」を「地方厚生局の管轄区域内であって、これらの主たる事務所が県に所在するもの」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第 9 号**

**兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則**

(兵庫県民会館管理規則の一部改正)

第 1 条 兵庫県民会館管理規則(昭和49年兵庫県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「係員にその旨を口頭で申し出る」を「駐車場に設けられた設備を用いて駐車券の交付を請求する」に改める。

別表 2 の部附属設備の款附属駐車場の項を次のように改める。

附 属 駐 車 場	昼間		夜間		1 「昼間」とは開館時刻の1時間前から閉館時刻の30分後までの時間をいい、「夜間」とは昼間以外の時間をいう。 2 昼間の駐車時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分とし、夜間の駐車時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
	普通自動車	バス	普通自動車	バス	
車 1 台当たり駐車時間30分につき	バス	400円	普通自動車	バス	
	トラ	400円	バス	200円	
	ック		トラ	200円	
	その	200円	ック		
	他の		その	100円	
	もの		他の		
小型自動車		200円	もの		
軽自動車		200円	小型自動車	100円	
			軽自動車	100円	

(健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部改正)

第 2 条 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 畜犬検診料の款を削る。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第 3 条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 加熱炉の款スパッタリング装置の項を削り、同表試験機械の款超高分解能走査型電子顕微鏡の項及びエネルギー分散型エックス線分析装置の項を削り、同表小型走査型電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

エネルギー分散型エックス線分光分析装置	1時間につき	800円
分析走査電子顕微鏡	1時間につき	3,400円

別表第 3 試験機械の款エックス線透視装置の項を次のように改める。

マイクロフォーカスエックス線透視装置	1時間につき	2,500円
--------------------	--------	--------

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第10号**

**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則**

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表5の項事務の欄1を削り、同欄2中「法第4条第1項」を「医療法(昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。)第4条第1項」に改め、同欄中2を1とし、3を2とし、同表50の項及び51の項を次のように改める。

50 削除	
51 削除	

本則の表64の項の次に次のように加える。

64の2 条例本則の表87の2の部に規定する規則で定める事務	風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第51号)の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
--------------------------------	--

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



公舎管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第11号**

**公舎管理規則等の一部を改正する規則**

(公舎管理規則の一部改正)

第1条 公舎管理規則(昭和42年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「副知事」の右に「、教育長」を加える。

(庁舎管理規則の一部改正)

第2条 庁舎管理規則(昭和37年兵庫県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「この項」を「この条」に改め、同条第1号中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

(公有財産規則の一部改正)

第3条 公有財産規則(昭和58年兵庫県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第12号**

**兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則**

兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

別表第3基礎分野の款科学的思考の基盤の項論理学の目の次に次のように加える。

日本語表現法	1	
--------	---	--

別表第3基礎分野の款科学的思考の基盤の項環境生物学の目中「環境生物学」を「生物学」に改め、同目の次に次のように加える。

化学	1	
----	---	--

別表第3基礎分野の款人間と生活の項を次のように改める。

人間と生活	歯科英語	1	
	情報科学	1	
	人間関係論	1	
	健康心理学	1	
	保健体育	1	

別表第3基礎分野の款小計の項中「180」を「214」に改め、同表専門基礎分野の款歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組みの項隣接医学の目及び看護学の目を削り、同款小計の項中「25 (565)」を「23 (540)」に改め、同表専門分野の款歯科衛生士概論の項口腔保健学Ⅰの目中「口腔保健学Ⅰ」を「歯科衛生学」に改め、同項口腔保健学Ⅱの目中「口腔保健学Ⅱ」を「医療倫理」に改め、同款歯科予防処置論の項口腔疾患予防管理Ⅰの目中「1」を「3」に改め、同項口腔疾患予防管理Ⅱの目中「2」を「3」に改め、同項口腔疾患予防管理Ⅲの目中「2」を「1」に改め、同項口腔疾患予防管理Ⅵの目を削り、同款歯科診療補助論の項臨床歯科補助Ⅰの目中「1」を「2」に改め、同項臨床歯科補助Ⅳの目中「2」を「1」に改め、同項臨床歯科補助Ⅴの目の次に次のように加える。

臨床歯科補助Ⅵ	1	
---------	---	--

別表第3専門分野の款小計の項中「55 (1,930)」を「57 (2,006)」に改め、同表選択必修分野の款を次のように改める。

選択必修分野	歯科口腔保健総論	1	
	臨床歯科医学特論	1	
	関連医学	1	
	看護概論	1	
	専門臨地研究Ⅰ	1	
	専門臨地研究Ⅱ	3	
	小計	8 (230)	

別表第3合計の款中「97 (2,825)」を「98 (2,990)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第3の規定は、平成27年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第13号**

**兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則**

兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
別表兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校の款短期課程の項金属加工技術科の目中「金属加工技術科」を「金属加工・建築塗装科」に改め、同項建築施工技術科の目及び塗装技術科の目を削る。

**附 則**

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。



鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第14号**

**鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則の一部を改正する規則**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する公聴会開催規則（平成12年兵庫県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣保護区の指定等に関する公聴会開催規則

第 1 条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「第 7 条第 4 項（法第12条第 6 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は」を削る。

第 2 条中「第 7 条第 4 項又は」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）は、平成27年 5月29日から施行する。



宅地建物取引業に関する手続を定める規則及び農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第15号**

**宅地建物取引業に関する手続を定める規則及び農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則**

（宅地建物取引業に関する手続を定める規則の一部改正）

第 1 条 宅地建物取引業に関する手続を定める規則（昭和40年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「法第15条第 1 項の取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第 9 条の見出し中「取引主任者登録申請書」を「宅地建物取引士登録申請書」に改める。

第15条中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

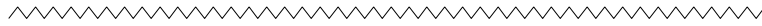
（農業協同組合等に関する手続を定める規則の一部改正）

第 2 条 農業協同組合等に関する手続を定める規則（昭和47年兵庫県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 1 号中「第15条第 1 項」を「第31条の 3 第 1 項」に、「取引主任者」を「専任の宅地建物取引士」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第16号**

**兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 乙号の項及び別表第 2 乙地の項中「兵庫県立丹波並木道中央公園」を「兵庫県立丹波並木道中央公園 兵庫県立あわじ石の寝屋緑地」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。



風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第17号**

**風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第 2 条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）及び同法第252条の26の 3 第 1 項の特例市（以下「特例市」という。）」を「市の区域内」に、「それぞれ」を「当該市」に改める。

第12条中「中核市及び特例市」を「市」に改める。

別表 6 の款中「の堆積」を「の堆積」に、「堆積を」を「堆積を」に、「堆積物」を「堆積物」に改める。

「兵庫県知事

様式第 1 号中 中核市の長 を「兵庫県知事 市長」に、「堆積」を「堆積」に、「すべて」を「全て」に改める。  
特例市の長」

様式第 2 号中「すべて」を「全て」に、「の堆積」を「の堆積」に、「堆積する」を「堆積する」に、「堆積面積」を「堆積面積」に、「堆積物」を「堆積物」に、「堆積の」を「堆積の」に、「堆積に」を「堆積に」に改める。

「兵庫県知事

様式第 3 号及び様式第 4 号中 中核市の長 を「兵庫県知事 市長」に、「堆積」を「堆積」に、「すべて」を「全て」に改める。  
特例市の長」

に改める。

「兵庫県知事

様式第 5 号及び様式第 6 号中 中核市の長 を「兵庫県知事 市長」に改める。  
特例市の長」

「兵庫県知事

様式第 8 号（表）の部中 中核市の長 を「兵庫県知事 市長」に改め、同様式（裏）の部中「地方自治法（昭和

22年法律第67号）第252条の22第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）及び同法第252条の26の 3 第 1 項の特例市（以下「特例市」という。）にあっては、それぞれ」を「市の区域内にあっては、当該市」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1 日から施行する。